

泉大津市健康づくり推進条例（案）の概要

（１）条例制定の背景・必要性

（“健康課題”への対応）

- ・市民の健康寿命は男女とも全国平均を下回り、がん、心疾患、脳血管疾患等生活習慣と関わりの深い疾患が主要死因の５割を超える。

日常生活動作が自立している期間の平均（令和元年度）

	健康寿命		不健康な期間	
	男	女	男	女
全国	79.6	83.9	1.5	3.2
大阪府	79.2	83.6	1.7	3.7
泉大津市	78.9	83.8	1.3	3.1

（出典 令和3年11月22日大阪府 市町村の健康寿命について）

府内43市町村中、男性32位、女性21位

- ・急速な少子高齢化が進展する中、要支援・要介護認定者数や医療費は増加傾向にある。

⇒【目指す姿1】新たな感染症予防対策や病気になる前の段階からの未病予防対策等、様々な健康課題を解決するためには、一人ひとりの健康状態を見える化し、食育の普及や現代医学、伝統医学等の多様な選択肢を提供することにより、市民が、自分にあった健康づくりの選択、行動、継続を通じてヘルスリテラシーが高まっている。

未病

未病とは、健康と病気を「二分論」の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものと捉え、この全ての変化の過程を表す概念のこと。

食育

食育とは、生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものこと。

ヘルスリテラシー（健康情報の活用力）

ヘルスリテラシーとは、健康情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力のこと。

健康 ← 未病 → 病気

（健康づくりを“地域全体”で支える仕組みづくり）

- ・生涯を通じて誰もがすこやかにいきいきと暮らし続けるためには、各世代の身体的特性や生活・労働環境、それぞれの健康意識や行動等を踏まえた取り組みが求められる。

⇒【目指す姿2】乳幼児から高齢者まで、ライフステージ等に応じた主体的な健康づくりを、市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者、保健医療関係者の多様な主体の連携・協働により“地域全体”で支援し、健康づくりを推進していく気運が醸成されている。

（２）条例制定のポイント

1 市民一人ひとりのヘルスリテラシー及び生活の質（QOL）の向上《主に第3条》

- 市民の健康づくりは、市民等及び市が共に創る（官民連携・市民共創）
- 市民一人ひとりが、健康に関心と理解を深め、それぞれの健康状態にあった健康行動の選択及び実践できる力を育む
- 各主体が相互に連携を図り、地域全体で健康づくりを学び、実践できる環境を整備

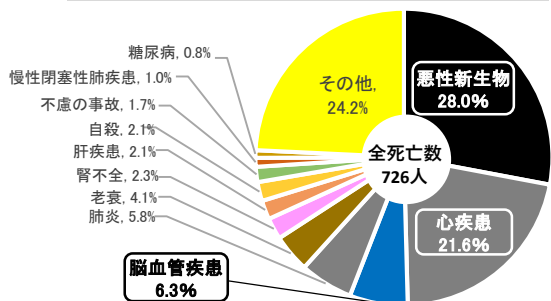
2 多様な主体の役割の明確化と連携及び協働による体制の構築《主に第4条～第9条》

- 市の責務をはじめ、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者、保健医療関係者の多様な主体の役割の明確化
- 各主体が積極的な連携・協働を促す体制を構築
- 家庭や学校、職場、地域社会等、あらゆる場における健康づくりの気運醸成

3 市民の健康づくりの推進に関する推進体制の整備等《主に第10条～第12条》

- 健康づくりの推進に関する計画の策定及び推進体制等に関する事項を規定
- 各主体と協働し、健康づくりの活動に携わる人材の育成及び活用

主要死因の割合（令和2年・泉大津市）



（出典 厚生労働省 人口動態統計(確定数)の概況）

（３）条例の概要

【1 総則】

○第1条～第3条（目的、定義、基本理念を規定）

- 目的：健康づくりの推進に関する基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民、教育機関等、地域活動団体、事業者、保健医療関係者の役割を明らかにし、市民の健康づくりのための基本的な事項を定め、市民の健康づくりを総合的・計画的に推進し、「誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり」の実現に寄与することを目的とする
- 基本理念：市民の健康づくりは市民等及び市が共に創ることを基本とし、全ての世代において一人ひとりが主体的に自らの健康に関心と理解を深め、自分にあった健康づくりを選択し、実践する力を育めるよう、多様な主体が相互に連携・協働して、環境の整備に取り組む

○第4条～第9条（各主体の役割等を規定）

- 市の責務及び市民、教育機関等、地域活動団体、事業者、保健医療関係者の役割について規定

【2 市民の健康づくりの推進に関する基本的事項】

○第10条（市民の健康づくりの推進に関し市が講じる基本的施策を規定）

- 市民の健康づくりの推進に関する計画「いずみおおつ健康食育計画」の策定
- 計画において、市民の健康づくりの推進に関する基本方針、目標数値、施策等を定めることを規定

【3 推進体制の整備等】

○第11条（「いずみおおつ健康食育計画推進委員会」の設置を規定）

- 健康づくりを推進するための会議の設置を規定

【4 人材育成】

○第12条（健康づくりを推進する人材の育成及び活用について規定）

- 多様な主体と協働して、健康づくりに関する知識を有し、健康づくりの活動に携わる者の育成及び活用について規定



この条例は、市民のヘルスリテラシー及び生活の質（QOL）の向上を目指し、市民が自らの身体は自らで整えるという意識を持ち、健康づくりに主体的かつ継続的に取り組めるよう、市及び市民、教育機関等、地域活動団体、事業者、保健医療関係者が一体となって環境等の整備に取り組むこと等により、健康づくりを地域全体で推進する気運を醸成することを広く宣言するものです。